

# 【概要版】会津若松市災害廃棄物処理計画（改訂版）

令和4年2月 会津若松市

## ■ 基本的事項

### （計画の策定状況・予定）

- 平成22年2月 「会津若松市災害廃棄物処理計画」策定  
令和3年3月 「福島県災害廃棄物処理計画」策定  
令和4年3月 「会津若松市災害廃棄物処理計画」改訂（予定）

### 1 計画の目的等

- 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理のために、平時に、あらかじめ必要な想定と課題の抽出・整理を行い、具体的で実効性のある対策を事前に検討・準備するための計画です
- 災害廃棄物対策指針などの国県の方針等を踏まえ、会津若松市地域防災計画と整合を図りながら、会津若松市一般廃棄物処理基本計画における廃棄物の処理に関する事項を補足する計画として位置づけます
- 災害発生時には、災害廃棄物の発生量の推計、処理期間、処理体制等について検討を行い、必要に応じて、会津若松市災害廃棄物処理実行計画を策定します

### 2 対象とする災害

- 地震災害及び水害、その他自然災害
- 対象とする災害の規模は、通常起こり得るやや大きめの規模の災害とし、本計画に基づく対応を行うかは、発災後に市が判断します
- 中～大規模災害の検討パターンとして次の災害を想定します
  - ・ 地震：会津盆地西縁断層帯地震（中）、会津盆地東縁断層帯地震（大）
  - ・ 水害：阿賀野川水系阿賀川による氾濫（大）

### 3 対象とする災害廃棄物

- 地震災害及び水害、その他自然災害で発生した災害廃棄物（片付けごみ、家屋解体廃棄物、がれき等の混入した土砂など）
- 災害時に発生する家庭ごみ、避難所ごみ、し尿

### 4 処理主体

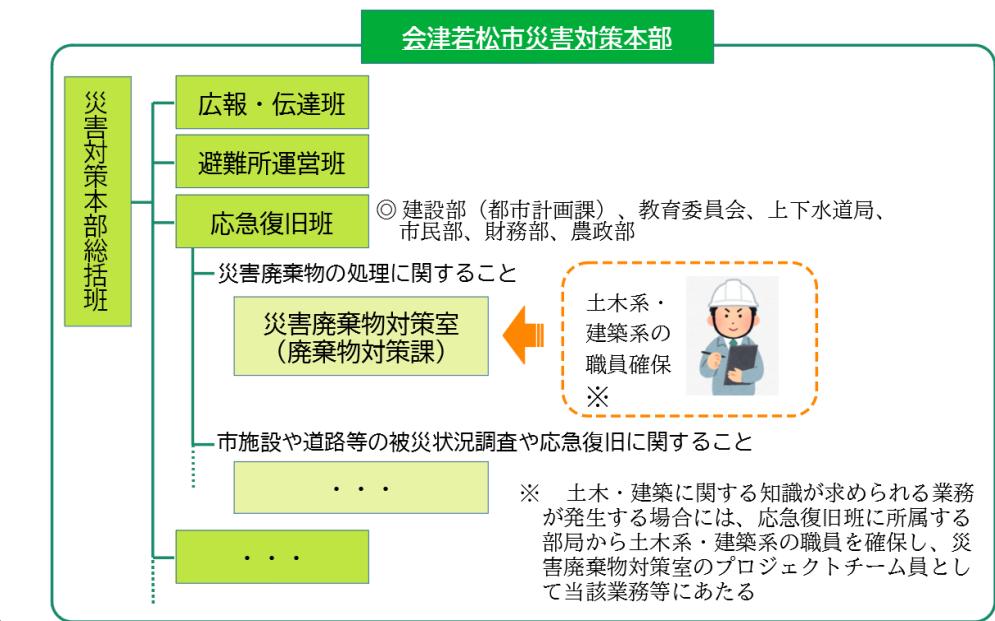
- 市は、市内で発生した災害廃棄物を含む一般廃棄物についての処理責任を有していることから、地域に存在する資機材や人材、廃棄物処理施設等を最大限活用し、極力、市内で災害廃棄物を処理することを基本とします
- 平時の廃棄物処理について、会津若松地方広域市町村圏整備組合が運営する一般廃棄物処理施設において、中間処理や最終処分を行っていることから、災害時においても、連携して災害廃棄物処理に努めます
- それでも災害廃棄物の処理が困難な場合には、県に対して広域処理の支援を要請します

## 5 協力・支援体制

- 応急段階での災害廃棄物処理は人命救助の要素も含まれるため、自衛隊・警察・消防と連携して対応します
- 災害規模に応じて、国・県の協力及び支援、他市町村等との連携、民間事業者団体等やボランティアと連携して対応します
- これまでに、災害時の相互応援や緊急時の物資等の提供について、県や他市町村、民間事業者等と締結した協定等に基づき、連携して災害廃棄物処理に対応します
  - （例）福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定  
長岡市・会津若松市災害時相互応援協定
  - 災害時における災害廃棄物保管場所等の提供に関する協定
  - 災害時における応急対策業務の支援に関する協定

## 組織体制

- 災害廃棄物の処理に関することは、災害対策本部「応急復旧班」の所掌とし、市民部廃棄物対策課が中心となって担います
- 災害が大規模で、多大な災害廃棄物処理が予想される場合には、速やかに、応急復旧班の中にプロジェクトチームとして「災害廃棄物対策室」を設置し、対応にあたります
- 人員不足となる場合には、県及び他市町村等へ職員の派遣を要請します



# ■ 災害廃棄物処理

## 1 災害廃棄物処理の基本方針

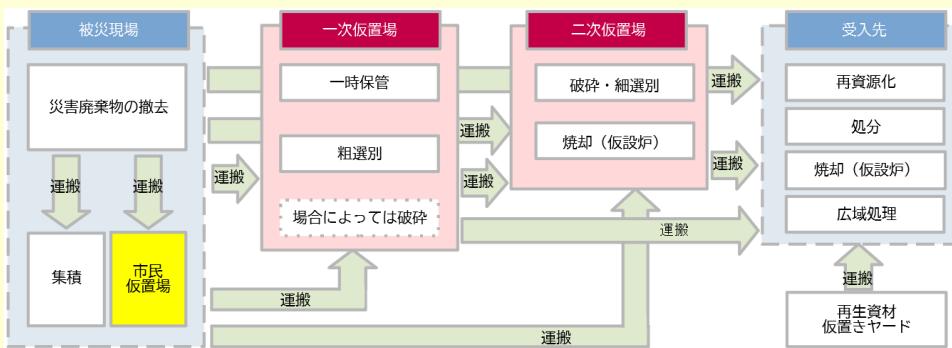
- ①衛生的かつ迅速な処理
- ②仮置場等の安全性の確保
- ③環境への配慮
- ④地域全体での共同体制
- ⑤事業所ごみの事業者による主体的処理

## 2 災害廃棄物発生量の推計

- 災害の種類、建物被害や浸水等の被害状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計します
- 3つの災害による災害廃棄物発生量は平時を大きく上回ると見込まれます
  - ・会津盆地西縁断層帯地震 112,906t (平時の年間処理量の2.1倍)
  - ・会津盆地東縁断層帯地震 1,760,237t (同32.8倍)
  - ・阿賀川の氾濫による水害 666,885t (同12.4倍)

## 3 災害廃棄物処理フロー

- 被災地域で発生した災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場に搬入し、粗選別を行った後、必要に応じて設置する二次仮置場に搬入し、破碎・選別等の処理を行います。その後、廃棄物の種類や性状に応じて、再生利用、中間処理、最終処分などの受入先に搬出します
- 一次仮置場への災害廃棄物の運搬は、原則、排出者が行います



(参考) 被災市町村の災害廃棄物仮置きの実態



バス停及び道路への仮置き



空地(民地)への仮置き

## 4 仮置場

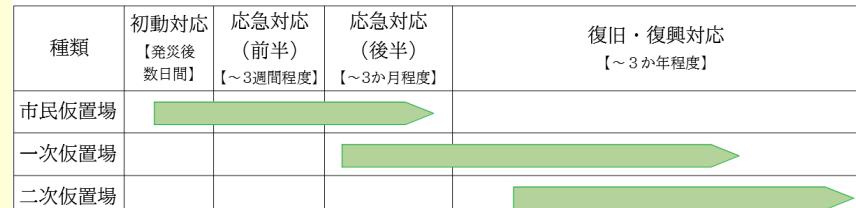
- 災害が大規模で、多量の災害廃棄物処理が予想される場合には、被災地域の生活環境・空間を確保し、復旧・復興を進めるため、災害廃棄物を分別、保管、処理するための一時的な集積場所として「仮置場」を設置します
- 設置期間は、一次仮置場は発災後1か月頃から最長2年以内とし、二次仮置場は、発災後半年から1年後を目途に開設し最長3年以内とします
- 3つの災害による仮置場必要面積（一次・二次の合計）は次のとおりです。なお、被災現場から仮置場への搬入と、仮置場から処理施設への搬入が順次行われる等の理由により、実際に必要な面積は推計より減少します
  - ・会津盆地西縁断層帯地震 45,146 m<sup>2</sup>
  - ・会津盆地東縁断層帯地震 693,446 m<sup>2</sup>
  - ・阿賀川の氾濫による水害 116,518 m<sup>2</sup>
- 仮置場候補地の第一候補を次のとおりとし、第二候補については、平時に市有の未利用地や公園・緑地などからのリスト化を進めます

番号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	地目	利用状況
1	神指町大字南四合字才ノ神地内	約3,000	原野	川ざらい土砂一時保管場所
2	神指町大字南四合字深川西地内	約13,000	原野	貸付用地

## 5 市民協働による「市民仮置場」の設置検討

- 市が設置する一次仮置場と二次仮置場を補完する付加的な市民協働による取組として、「市民仮置場」の設置を検討します
- 市民仮置場は、被災住宅の片付け等により発生した災害廃棄物を、被災現場の中で迅速に集積するために一時的に設置する場所で、町内会等が希望する場合、平時に市が台帳に登録し、市と町内会等が場所や利用方法等を連携して周知した上で、発災時には地域住民が自律的に利用し、市が市民仮置場から一次仮置場への災害廃棄物の運搬を行います
- 市民仮置場の設置が困難な地域においても、他の地域で市民仮置場が設置されることにより、一次仮置場の混雑軽減などのメリットがあります

仮置場の設置時期・期間のイメージ



## 担当部署・問合せ先

会津若松市 市民部 廃棄物対策課 総務グループ

TEL. 0242-27-3961 FAX. 0242-29-1618

メールアドレス gomi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp